

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は以下のとおりです。

求職者が、自己に意思により、又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、紹介手数料について、下表の割合で計算された金額を返戻することとする。但し、求職者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。

1 ヶ月未満で退職した場合	50%に相当する額
3 ヶ月未満で退職した場合	30%に相当する額
6 ヶ月未満で退職した場合	15%に相当する額
6 ヶ月以上で退職した場合	返戻は行わないこととする